

議案第 2 号

盛岡市東日本大震災復興推進基金条例について

1 制定の趣旨

東日本大震災からの復興を推進するために行う避難者の生活支援、被災地の復興支援その他の事業に要する経費の財源に充てるため、東日本大震災復興推進基金を設置しようとするものである。

2 条例の内容

(1) 基金の積立てについて

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(2) 基金の運用益金の処理について

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する。

3 施行期日

公布の日